

# 平成 27 年度 自己点検評価書

平成 27 年 9 月 30 日  
広島大学大学院法務研究科

## 序章 はじめに

平成 26 年 10 月に外部評価委員会を開催した後、新たな試みとして、次のような取組を行ってきた。

### (1) 教育方法の改善

平成 26 年度から実施を試みてきた「統合教育プログラム」〔注 1〕に加え、平成 27 年度からは、新たに、個々の学生の学習状況を細かく把握し、当該個人に相応しい教育指導を実施するため、「研究科長面談」〔注 2〕を行って、学生に対して「オーダーメイド型勉学プラン」を提供できるような体制を整え、その実現に努めることとした。これは、昨年度から試行を始めた「学習コーチング・システム」の充実策ないし具体化策として、本年度から実施することとしたものである。

〔注 1〕「統合教育プログラム」は、知識準備型教育、知識活用型教育及び課題発見型教育を有機的に統合するシステムであり、法的思考法の提示、対話法による課題発見への導き、さらには解決へのサポートまでを統合的に実践するプログラムである。

〔注 2〕「研究科長面談」は、研究科長及び副研究科長による個別面談で、原則として在学生全員について、毎学期 2～3 回程度の割合で継続的に実施することとしている。

### (2) 新たな講義科目「臨床法務」の開講

昨年度企画した標記科目について、平成 27 年度前期において、毎週木曜日（15:40～17:20）、合計 15 回にわたってこれを開講した（文科省によって加算〔基礎額の 5%〕が認められたプログラム）。これは、広島市、広島県、マツダ、中国電力及び広島銀行の 5 者と連携して講師の派遣を受け、各 3 回を 1 ユニットとし、2 回は講義、3 回目は、前 2 回のテーマについて、派遣された講師とともに関連する分野の教員 2 名が主体となって、演習形式で議論を行うなどしたものである。受講者は、3 年次生 16 名で、社会における法の運用実態に対する具体的理解を促進し、関心を深めるために有効な取組であった。

### (3) 新たなプログラムの企画

ア 「平和で安全な生活の保障」を実現できる法曹の養成

広島大学の建学の理念である「平和の精神」を活かし、現代社会において平和と安全を脅かす自然的災害、社会的災害及びグローバル・テクノロジー災害に対応できる実務法曹を養成するため、実践的な法曹教育として、平成 28 年度から、新講義科目として、「平和と安全に関する法構築とその運用」を開講するものである。

なお、その準備として、平成 27 年 8 月 22 日（土）、本研究科主催によるシンポジウ

ム「人の平和と安全—被爆 70 年・広島土砂災害 1 年」を開催したところ、本研究科の学生も多数参加し、活発な議論が行われた。

#### イ 東アジアで活躍できる専門法曹の養成

韓国及び中国と日本の民事法制をめぐる具体的な比較検討を通じて、日本法の正確な理解の促進と定着を図るとともに、東アジアの法制度とその運用を事例に即して具体的に理解することを通じて、法運用の面から東アジアと日本との国際交流に主体的に関与し、企業レベルのみならず個人レベルの交流を含む新たな国際交流の職域において活躍できる実務法曹を養成するため、平成 28 年度から、新講義科目として、「東アジアの法制とその運用」を開講するものである。

#### (4) 入学定員の変更と入試方法の改善

ア 平成 27 年度から、入学定員を 36 人に削減したが、同年 4 月の入学者は 13 人にとどまり、定員充足率は 36%であって 50%を大きく下回るに至った。しかし、次年度以降も法科大学院を取り巻く状況が好転する見込みは少ない上、他方において、本研究科の教育システム改善の効果が速やかに得られるように教育環境の最適化を図るためにも、さらなる定員削減はやむを得ないものと考え、平成 28 年度から、入学定員 36 人を 20 人に削減することとした。

イ 2 年短縮型の入試について、これまでも試験時間の短縮や面接試験の廃止など、種々の改革を試みてきたものの、なお志願者の減少傾向に歯止めがかからない状況が続いていた。そこで、平成 28 年度入試から、さらに試験時間を短縮して（6 時間 20 分から 4 時間 50 分へ）、試験終了時間を早めることとした。

ウ AO入試について、社会において活躍する人材を幅広く求めるため、前提となる国家資格の拡大を図るとともに、語学に優れた人材を求めるため、一定の語学検定資格を有する者についてもAO入試の対象者とする事とした。

#### (5) 「法科大学院が分かる会」(広島会場)の開催

法科大学院の広報活動として、平成 27 年 1 月 10 日(土)及び同年 6 月 28 日(日)の 2 回にわたり、法科大学院に関する説明会を実施した〔注〕。法曹三者に、そのそれぞれの実務活動の魅力について語ってもらい、本研究科の学生に、本法科大学院における学習とその成果について説明を行ってもらったほか、引き続き、個別相談会も実施した。2 回とも、参加者は、学部学生、高校生及び一般市民等で、概ね 20 から 25 名程度の参加があった。

〔注〕この説明会の主催は、法科大学院協会であったが、実際の実施に当たっては、各会場の地元法科大学院に全面的に委ねられていたため、広島会場では、当法科大学院の責任において実施した。

## 第 1 章 教育課程の編成

### 1 カリキュラムの概要

#### (1) 総論

法曹実務家の養成プロセスとして、学部教育と明確に一線を画すもので、理論と実務を架橋する段階的な積み上げ方式によるカリキュラムを編成している。

1 年次…法律基本科目の履修によって理論的基礎を身に付ける。

2 年次…具体的設例や判例に基づき問題解決のための法的論理を構築する能力を習得  
法曹倫理によって法曹としての責任感及び倫理観を身に付ける。

3 年次…発展的な問題解決を導くための法律の総合的運用能力を習得する。

(2) 入学前ガイダンスとプレ・チュートリアル（法科大学院への導入教育）

ア 入学前ガイダンス（任意参加）：入学前の12月～2月ころ

法学未修者向けに、法学入門書・1年次の教科書の紹介などを行う。

法学既修者向けに、1年次の授業内容・期末試験の紹介などを行う。

イ プレ・チュートリアル（導入教育）：新年度4月の授業開始直前の2日間

法学未修の新入生向けに、法律学習の方法など必要な基本知識を提供する。

(3) 1年次配当科目

ア 法律基本科目 15 科目（すべて必修科目）

法律の構成に拘泥せず、法学未修者が法律の基本的な考え方や法の体系を理解できるように、授業内容を編成している。

イ 法学概論（講義開始直後の1週間）

「法律」「訴訟」「判例」など、法律基本科目に共通する概念・制度の基本を学習する。

ウ 基礎演習（平成22年度から）

実定法の体系的な理解と、法的思考の基本及び法的文章力の修得を目的とする。

(4) 2年次配当科目

ア 法律基本科目

1年次に身に付けた基礎的な法的思考力を前提に、より高度の法的思考を發展させ、自己の見解を適切に表現するための能力を養う。

イ 実務基礎科目

「法曹倫理1」（前期・必修）、「法曹倫理2」（後期・選択）

「民事訴訟実務基礎」（後期・必修）：要件事実の考え方や主張整理、事実認定の方法

ウ 基礎法学・隣接科目

学生の思考を豊かにし、より高度な法的思考の土台を養う。

エ 展開・先端科目

専門的な法知識を發展させ、問題解決型思考の応用能力を展開する。

「消費者法」「労働法1」「国際私法・取引法」など。

なお、2年次配当の基礎法学・隣接科目や展開・先端科目は3年次での選択も可能。

(5) 3年次配当科目

2年次までに得た体系的知識と論理的思考力を前提に、事例の解析と問題解決のための学力を修得する。

ア 法律基本科目…すべて高度の演習科目

特に、後期開講の演習科目にはすべて法律実務家が参加して、実務的な課題解決

のための法的思考力を養う。

イ 法律実務基礎科目…「民刑事模擬裁判」「ローヤリング」「刑事訴訟実務基礎」「法  
文書作成」

いずれも実務経験の豊富な専任教員及びみなし専任教員が担当し、訴訟実務の基  
礎を学生に提供している。

ウ 展開・先端科目…専門法曹として必要な多様な科目

「企業金融法」「国際私法演習」「倒産処理法1・2」「税法」「労働法2」「知的財産  
法1・2」など。

【法律基本科目・法律実務基礎科目の配置構成:平成27年度】

1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	3年前期	3年後期
法学概論 民法1・2・3 会社法1	基礎演習* 民法4・5 会社法2 民事訴訟法	民事法1 民事法2 商事法1 民事手続法1	民事法3 民事法4 商事法2 民事手続法2 民事訴訟実務 基礎	民法演習 商事法演習	民事法総合演習
刑法1	刑法2 刑事訴訟法	刑事実体法 刑事手続法	刑事演習1－ 4	刑事訴訟実務基礎	刑事法総合演習
憲法1	憲法2	憲法演習 行政法1	行政法2		公法総合演習
		法曹倫理1	法曹倫理2	民刑事模擬裁判 法文書作成 ローヤリング	

太字 必修科目

\* 基礎演習は、一部を前期に開講

\* 3年次集中 リーガル・クリニック(夏季集中)  
エクスターンシップ (春季集中)

## 2 開設授業科目の概要

(1) 法律基本科目 (63 単位：必修 63 単位)

ア 公法系科目 12 単位

1 年次…「憲法1・2」

2 年次…「憲法演習」, 「行政法1・2」

3 年次…「公法総合演習」

イ 民事系科目 38 単位

1 年次…「民法1～5」, 「会社法1・2」, 「民事訴訟法」

2年次…「民事法1～4」,「商事法1・2」,「民事手続法1・2」

3年次…「民法演習」,「民事法総合演習」,「商事法演習」

ウ 刑事系科目 14 単位

1年次…「刑法1・2」,「刑事訴訟法」

2年次…「刑事実体法」,「刑事手続法」,「刑事演習」(選択科目)

3年次…「刑事法総合演習」

エ 1年次の法律基本科目学習のための導入科目 5 単位

「法学概論」,「基礎演習」

なお, 1年次…全て必修科目

2年次…必修科目 26 単位, 選択科目 2 単位(「刑事演習」)

3年次…必修 6 単位, 選択 4 単位(「民法演習」,「商事法演習」)

(2) 法律実務基礎科目 (16 単位 必修 5 科目 9 単位 選択必修 2 科目 2 単位  
選択 3 科目 5 単位)

必修科目…「法曹倫理1」「法文書作成」「民事訴訟実務基礎」「刑事訴訟実務基礎」  
「模擬裁判」

選択科目…「法曹倫理2」「ローヤリング」「臨床法務」

選択必修科目

「エクスターンシップ」(3年次冒頭の春季)

広島弁護士会の全面的な協力を得て学生を中堅弁護士の事務所に派遣。

「リーガル・クリニック」(3年次夏期)

教員の立会いの下, 学生が実際の法律相談を実施。

(3) 基礎法学・隣接科目 (12 単位 選択必修 6 科目 12 単位)

1年次後期…「レトリック論」(弁論の基礎を学ぶ)

2年次…「法的思考法」「法理学」「外国法(英米)」(以上は毎年開講)

「政治学」「社会学」(以上2科目はいずれかを隔年開講)

\* 1年次及び2年次配当の5科目は3年次でも履修可能。

(4) 展開・先端科目 (40 単位 選択 22 科目 40 単位)

主として3年次に毎年開講。

### 3 自己評価

(1) 特長

ア 法律基本科目における段階的教育

法律基本科目の各分野について, 段階的履修を十分に意識して, 1年次での理論的基礎固めから2年次での問題解決型思考へと繋げる2年間の段階的教育を行った上で, 3年次においては, さらに問題発見型思考へと展開できるような教育カリキュラムを展開している。

イ 研究者教員と実務家教員との間の緊密な連携

法律実務基礎科目はもちろん, 法律基本科目の一部についても, 研究者教員と実務家教員との緊密な連携のもとに授業を実施しており, 学生の法実務能力を向上さ

せている。

## (2) 課題等

### ア 段階的教育の再検討

段階的なカリキュラムに沿って学年が進行しても、なお基本的事項が身に付いていない場合もみられ、段階的教育が必ずしも十分な効果を挙げているとは言えない状況も認められる。そこで、上記カリキュラムを前提に、教育方法の改善として推進しつつある「統合教育プログラム」を一層推進し、司法試験の合格状況を踏まえて早期にその検証を実施し、改善に結び付けていきたい。

### イ 司法試験選択科目の充実の検討

展開・先端科目については、多様な科目を提供しているが、司法試験の選択科目をすべて開設することまではできず、国際関係法（公法系）及び経済法については、講師を確保できていない。これらについては、学生の履修希望をも参考にして開講の可否を検討したい。

## 第2章 教育方法

### 1 授業の方法

#### (1) 授業科目の特性に応じた授業方法

授業の中で法的思考力を涵養するため、双方向（教員・学生間）ないし多方向（教員・学生間、学生相互間）の質疑応答を伴う授業を原則としているが、受講学生に対する教育効果を考慮し、以下のとおり、授業科目の特性に相応しい授業方法を採用している。

#### ア 1年次科目

専門的な知識を確実に習得させるため、講義形式授業も部分的に採用している。

他方で、自ら考え、学ぶ姿勢を獲得し、問題検討能力及び思考・分析能力の基礎を固めるためには、教員との質疑が重要であり、双方向授業を実践している。

#### イ 2年次科目

具体的な事例・設例を用いた問題解決型の授業を行うため、概ね双方向・多方向の検討を伴う授業方法を採用している。

#### ウ 3年次科目

複雑な事案について、受講生が自ら事実に即した具体的な検討を積み重ねることによって、理論的観点と実務的観点の双方から最も適切な解決に至ることができるように、双方向ないし多方向の質疑応答による授業方法を用いて指導している。

#### エ 演習科目

事例の分析能力や法の適用能力の習得を目指すとともに、法的な論理を組み立てる機会を確保するため、

- ① 事前に課題を示して授業で解決案の構成メモを書かせる
- ② 講義分野のみを示し、課題は授業の場で初めて示して構成メモを書かせる
- ③ 分野を事前に一切示さず、その場で課題を呈示して構成メモを書かせる
- ④ 授業での検討の後、最終答案の提出を奨励する

などの方法を採用している。

また、「刑事法総合演習」「公法総合演習」では、教員と学生、学生同士の討論を重視するため少人数の複数クラス制を採用している。

オ 「リーガル・クリニック」「エクスターンシップ」の実施方法

- ① 事前ガイダンス（受講生全員に法令遵守と情報管理の必要性を十分に認識させる）
- ② エクスターンシップ協力弁護士・受入責任者との緊密な連携の下で指導監督
- ③ 受講後の成績評価（エクスターンシップ受入責任者及びリーガル・クリニック立合教員による成績評価書，学生が提出したレポート及び終了後に実施する全体討論会での学生の発言等を総合的に考慮し，本研究科の責任において成績判定）
- ④ 個人情報等の秘密保持に関する誓約書の提出

(2) 年間授業計画，授業内容・方法，成績評価の基準・方法等の周知

ア 年間授業計画

年度当初のシラバスに修正・変更があれば，その都度，法科大学院教育研究支援システム（以下，「TKCシステム」という。）を通じて周知している。

イ 各授業の授業内容，授業の進め方，成績評価の基準，授業計画

年度当初に学生全員に各年度のシラバスを配付するほか，それぞれの授業において，TKCシステムを通じて詳細に告知している。

ウ なお，平成27年度から，大学の方針に従って，いわゆる「クオータ制」を試行することとし，一部科目につき，週2回授業を実施して，その成果を検証することとした。

(3) 授業時間外における学習を充実させる措置

ア 授業時間割において，各学年とも，必修科目については1日2科目までとし，予習・復習の時間を十分に確保できるようにしている。

イ シラバスにおいて，各科目に相応しい適切な教科書や補助教材を指示している。

ウ それぞれの授業で，TKCシステムや配付資料を通じて，各回毎に予習課題を示すほか，授業の際，又は授業実施後に，適宜復習課題を示している。

エ 学生自習室は学生全員が利用できるスペースを確保している。

オ 学生はTKCシステムを通じて必要な裁判例や判例解説等をオンラインで入手することが可能となっている。

カ 図書館には学習に必要な図書，雑誌，判例集等が整備されている。

(4) 集中講義の実施における配慮

集中講義は，平成27年度1科目を実施しているが，夏季休暇中に実施し，資料の事前配布を行うとともに集中講義の終了後一定の期間が経過してから期末試験を実施するなどにより，予習・復習に必要な学習時間が確保されるように配慮している。

## 2 自己評価

(1) 特長

ア 授業で生じた疑問を遠慮なく教員に質問することを奨励しており，教員が授業終了後に30分以上も教室で学生の質問に答えていることもある。

イ 全教員についてオフィス・アワーを設定しているほか、学生は、授業、自習で生じた疑問をオフィス・アワー以外でも研究室を訪れて質問することができ、さらに、随時、メールによる質疑応答も行われている。

ウ 従来は、基礎知識の習得が優先され、授業資料としても情報伝達型のレジュメが多くみられたが、科目によっては、考える機会を与えるような内容の工夫がなされるようになっており、受講生の学力不足分の根本的要因を探りこれに対処する方向の授業に変化しつつある。

## (2) 課題等

授業方法について、平成 24 年度のパイロット授業を経て、同 25 年度以降、継続的に教育方法の改善に取り組んできたことを踏まえ、平成 26 年度は、「学習コーチングシステム」を積極的に取り入れることによって、個々の学生の学習進度を的確に把握し、弱点を補強するよう努めてきた。平成 27 年度においては、学生数が減少したことを踏まえ、積極的に研究科長面談を実施し、個々の学生の資質を的確に把握して、「オーダーメイド型勉強プラン」を提示し、当該学生に相応しい教育指導を徹底するように努めることを目指している。

もとより、教科によってそれぞれ固有の特性があるので、これを度外視して全ての教科について教育方法を統一することは相当ではないが、法曹としての基礎的能力を身に付けさせるためには、より高度なレベルにおいて多様な教育方法を統合し、知識活用型の教育を全面的に展開する必要があるところ、この点においては、なお不十分であると認められるので、FD等において一層の浸透化を図る必要があると考えている。

## 第 3 章 成績評価と修了認定

### 1 成績評価

#### (1) 成績評価基準の設定と周知

##### ア 成績評価の考慮要素

試験の結果、授業への参加・発言状況等を総合的に考慮する。

重視する要素とその比重とをシラバスにおいて明示し、学生に周知している。

##### イ 成績評価

以下の 4 段階の評価として、秀ないし可を合格とする。

秀（きわめて優秀）

優（優秀）

良（望ましい水準に達している）、

可（一応の水準に達しているが、望ましい水準に達するために一層の努力を要する）

不可（一応の水準に達していない）

\* 共通的な到達目標を踏まえて、毎回の授業の到達目標をレジュメ等で明示して



いる。

\* 絶対評価を原則とし、授業の目標の達成度に基づいて成績を適正に評価している。

(2) 成績評価の基準に従った評価を確保する措置

学期末試験終了後の成績判定会議において、全教員の成績評価データを提示し、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば協議の上で修正する。

(3) 成績評価の結果等の学生への告知

学生はいずれかのチューター・グループ（教員 2 人が担当）に所属しており、チューターとなった教員は、担当学生の学業及び生活全般の相談に応じるほか、成績評価について、各学期末に開催するチューターとの個人面談で、科目毎の成績分布データを含めて告知し、成績向上に向けた指導を実施している。

(4) 期末試験の実施方法等

ア 期末試験は、一定の期間に実施している。

イ 期末試験期間前には、できるだけ準備期間を設定し、学生が十分な準備をして試験に臨めるように配慮している。

ウ 期末試験の解答用紙には学籍番号のみを記すこととして、匿名性に配慮している。

エ 法律基本科目の試験問題は、原則として、当該科目に関係する複数教員が事前に協議・検討した上で出題することとしている。

オ 期末試験の終了後、各担当教員から試験問題の出題の趣旨、採点及び成績評価の指針を、TKCを通じて学生に公表している。

(5) 再試験及び追試験の実施

ア 再試験

法律科目の勉学に不慣れな未修者に配慮し、1年次前期の必修科目に限り、合格点に達しなかった者に再試験の機会を与えている。

再試験前には、事前に補習授業を実施するなどして勉学の援助を行っている。

再試験の成績は、合格ラインを超えた者を一律に「可」としている。

イ 追試験

病気等のやむを得ない事情がある場合に限り、実施している。

ウ 再試験・追試験については、期末試験の内容との重複など、試験内容等に十分配慮している。

(6) 単位認定に関する異議申立制度

単位認定に関する疑問が担当教員への問合せによって解消できなかった場合には、単位認定に対する異議を申し立てる制度を設けている。

不服申立があった場合には、担当教員を除く 3 名の教員による検証を行い、異議に理由がある場合には教授会で改めて単位を認定している。

## 2 進級制

所定の学年で修得すべき必修科目のうち、不可となった科目の単位が 6 単位を超える学生には、進級を認めず（原級留置として）、次学年の配当科目の履修を認めない制度を

採用している。原級留置となった者には、未修得単位科目のみの再履修を求め、新規履修者と同一の基準で成績評価を行っている。

### 3 修了認定

(1) 修了認定の要件…以下の単位修得+最終試験の合格

3年標準型…合計 101 単位以上

2年短縮型（法学既修者）…70 単位以上

(2) 修了認定に必要な科目群別の単位数

ア 3年標準型

公法系科目 12 単位

民事系科目 34 単位

刑事系科目 12 単位

その他法律基本科目 4 単位

法律実務基礎科目 10 単位

基礎法学・隣接科目 5 単位

展開・先端科目 12 単位以上

以上のほか、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群及び展開先端科目群（上記必修科目又は選択必修科目として修得したものを除く。）から 12 単位以上を選択科目として修得することを要する。

イ 2年短縮型（法学既修者）

公法系科目 8 単位

民事系科目 18 単位

刑事系科目 6 単位

としているほか、実務基礎科目以下については 3 年標準型と同様である。

(3) 最終試験

ア 公法系、民事系及び刑事系の 3 科目について、最終試験を課している。

イ 各系につき、概ね 20 分から 30 分程度の口述試験を実施し、成績不良者には修了を認めないこととしている。

ウ 所定の修了単位を取得した者に対して、さらに最終試験を課すことについては議論もあることから、平成 26 年度入学者からは、最終試験を廃止することとした。

### 4 自己評価

(1) 特長

ア FDにおける継続的な議論を通じて、成績評価の水準について認識の統一を図っている。

イ 各学期末試験終了後の成績判定会議で、教員全員で各科目の成績の妥当性を検討し、必要があれば、協議の上で修正している。

ウ 成績評価の告知をチューターである教員との個別面談で実施し、科目毎の成績分布に関するデータ等を示して、今後の成績向上に向けた指導を実施している。

エ 学内成績と司法試験の合格には強い相関関係がみられ、学内の成績評価は適正になされている。

## (2) 課題等

厳格な成績評価及び修了認定を実施した結果、単位未修得のために原級留置となる者が増加する傾向がある。その対策として、授業担当者による個別指導などを通じて、原級留置者の成績向上に努めているほか、平成 27 年度から、留年者に対する研究科長面談を実施し、各自の学習状況等を把握し、学習方法等に関する個別の指導を実施している。

## 第 4 章 入学選抜と学生の在籍状況

### 1 入試方法

- ① 一般入試…3 年標準型と 2 年短縮型で併願も可能
- ② AO入試…3 年標準型

いずれの入試でも、法科大学院全国統一適性試験の結果を重視し、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、第 1 次選考で不合格としている。

#### (1) 一般入試

##### ア 3 年標準型

- ① 小論文試験（120 分：150 点）

社会的な問題を論じた論説文を要約し、著者の意見を読み取った上で、各自の考え方を記述させるなどの方法

- ② 面接試験（15 分：50 点）

社会的なトピックを取り上げ、質疑応答で論理的な議論の能力を確かめる。

##### \* 配点

適性試験 100 点、小論文試験 150 点、面接試験 50 点の合計点で合否を判定

なお、外国語能力等を試験合格証等で証明した者には、20 点を上限として加算

##### イ 2 年短縮型

法律科目試験（290 分：380 点）

憲法、民事法（民法、商法、民訴法）、刑事法（刑法、刑訴法）の論述筆記試験

##### \* 配点

適性試験 60 点、法律科目試験 380 点、志望理由書・学部成績等 20 点の合計点  
で合否を判定

なお、加算点については、3 年標準型と同様の取扱い。

- \* 2 年短縮型については、平成 27 年度一般入試から、受験し易さを考慮して試験時間を短縮した。

#### (2) AO入試

平成 28 年度入試から、広く社会の各分野で活躍する者の入学を促すため、医師、司法書士などに限られていた前提となる国家資格を拡大したほか、一定の語学資格を有

する者にも対象を拡大して、優れた人材が入学し易いように制度を改めた。

試験は、概ね 40 分程度の面接試験を実施。

## 2 入試の結果

本研究科の入学定員は、平成 21 年度までは 60 人、同 22 年度からは 48 人、同 27 年度からは 36 人であったが、同 28 年度からは 20 人の予定である。

平成 20 年度から 23 年度までは、ほぼ入学定員に近い人数が入学していたが、その後は、法科大学院入学希望者の全国的な減少に伴って、本研究科でも実際の入学者数が入学定員をかなり下回る状況が続いている。

平成 27 年度入試においては、一般入試を前期（8 月）と後期（11 月）に分割して 2 回実施したが、前期と後期の合格者総数は 25 人で、競争倍率は 1.88 倍、入学者 13 人（定員充足率 36%）という結果となった。受験者数、合格者数ともに、概ね 45% 程度減少した上、入学辞退者が予想を超えて増加したため、定員充足率が著しく低下するに至ったものである。

そこで、平成 27 年度に引き続き、同 28 年度からは入学定員を 20 人に削減するとともに、入試説明会・進学相談会を精力的に実施し、受験者の増加に努めることとし、松山、松江、高松等においても、複数回説明会を実施したほか、新たに北九州、山口、熊本等においても説明会を実施した。その他、新聞社・受験予備校等が実施する各地の入試説明会等にも積極的に参加するなどして、受験者の増加を図っているところである。

## 3 学生の在籍状況

平成 27 年 5 月 1 日現在の在籍者数は、1 年生 13 人、2 年生 31 人、3 年生 30 人の計 74 人で、収容定員（108 人）を下回っている。

なお、平成 27 年 3 月末日現在の原級留置者数は、1 年生 9 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）、2 年生 15 人（うち 3 人は 3 月末日付で退学）、3 年生 11 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）で、休学者は、1 年生 2 人（うち 1 人は 3 月末日付で退学）、2 年生 9 人、（うち 3 人は 3 月末日付で退学）3 年生 1 人である。

別表【入学者・修了者数】

（単位：人、%）

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
入学者数	61	56	58	62	54	58	44	44	29	27	21	13	527
修了者数	47	49	48	52	42	38	37	26	12	6	-	-	357
（うち標準年限）	(31)	(34)	(38)	(38)	(35)	(27)	(29)	(21)	(10)	(6)	(-)	(-)	(269)
未修了者数	14	7	10	10	12	20	7	18	17	21	21	13	170
（うち退学）	(13)	(6)	(9)	(10)	(11)	(17)	(4)	(9)	(4)	(2)	(1)	(-)	(86)
修了率	(77.0)	(87.5)	(82.8)	(83.9)	(77.8)	(65.5)	(84.1)	(59.1)	(41.4)	(22.2)	(-)	(-)	(67.8)
（うち標準年限）	(50.8)	(60.7)	(65.5)	(61.3)	(64.8)	(46.6)	(65.9)	(47.7)	(34.5)	(22.2)	(-)	(-)	(51.1)

## 4 自己評価

### (1) 特長

一般入試の 3 年標準型（3 年コース）では、小論文試験（2 時間）と面接試験（15

分)を実施し、2年短縮型では、6科目の法律科目試験(論述式)(合計6時間20分)を実施しており、求める人材を識別する機能を果たしていると考えている。

AO入試では、社会的なトピックを取り上げ、3人の面接委員が、比較的長時間(約40分程度)の質疑応答で、論理的な議論の展開能力をチェックしている。

## (2) 課題等

有能な人材をできる限り多方面から広く確保するため、試験形式や出題方法を工夫し、また、東京、大阪に試験場を設けるなど、受験の機会の拡大に努めてきた。これらの取組みの成果は、ある程度はあったものと考えているが、入学者が増加するまでには至っていない。

そこで、平成28年度入試からは、2年短縮型について試験時間を短縮して(6時間20分から4時間50分へ)試験終了時間を早めるなどの改善を行い、志願者の増加を図ることとした。

全国の法科大学院全体の志願者総数の減少に歯止めがかからない状況に照らすと、入試制度の改善によって入学者を増加させることには限界があるが、可能な限りの努力を重ねる必要があると考えている。

## 第5章 教員の指導能力及び配置状況

### 1 教員の指導能力

本研究科は、1専攻(法務専攻)で構成された独立研究科で、学生定員36人(なお、平成28年度からは20人)に対し、研究者教員14人、実務家教員6人の合計20人の専任教員が置かれている。

研究者教員は、いずれも専攻分野について研究上の業績を有する者であり、実務家教員は、いずれも専攻分野について高度の技術・技能を有する者である。

### 2 教員の配置状況

#### (1) 法律基本科目…13人の専任教員を配置

憲法 2人、行政法 1人、民法 4人、商法 2人、民事訴訟法 1人

刑法 2人、刑事訴訟法 1人

#### (2) 基礎法学・隣接科目…1人の専任教員を配置、

#### (3) 展開・先端科目…2人の専任教員を配置

\* そのほか、法律基本科目担当の専任教員及び非常勤講師が一部を担当している。

#### (4) 必修科目の担当教員…実務基礎科目の一部(刑事訴訟実務基礎、法文書作成)を除いて、全て専任教員が担当している。

### 3 自己評価

#### (1) 特長

ア 専任教員の配置、教員の構成、実務家教員は、いずれも適切に確保されている。

イ 教員の採用は、研究者教員は 5 年以上の教育経験、実務家教員は法律実務上の実績のほか修習生の指導の実績等を要件として、厳格な能力審査と面接によって、十分な教育上の指導能力を有する適切な人材を確保している。

(2) 課題等

司法試験の選択科目 8 科目について、本来であれば専任教員を配置すべきところ、現在は 3 科目についてのみ専任教員が配置されているに過ぎない。選択科目についても、学生の需要を考慮しながら、必要な専任教員を配置することが望ましいと考えている。

## 第 6 章 修了生の進路及び活動状況

### 1 修了生の進路

修了生は、これまで毎年 10 数人程度が司法試験に合格し、平成 27 年度 9 月末までの累計は 145 人（うち、1 人は旧司法試験合格者）に達している。合格者の大半は弁護士として活動し、かつその過半数は広島弁護士会または中国地方の各弁護士会に所属し、地域法曹としての役割を果たしている。また、司法書士等の法律専門職や県庁、市役所、地元銀行等の法務部門等に就職する者も少なくない。

表 1 司法試験合格者数・合格率

(単位：人，%)

		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
広島大学	志願者数	12	44	70	95	104	116	126	140	115	108
	受験予定者数	12	38	62	94	97	109	115	128	108	101
	受験者数	12	32	52	84	77	80	91	101	95	88
	短答合格者 (合格率)	11 (91.7)	28 (87.5)	39 (75.0)	50 (59.5)	53 (68.8)	52 (65.0)	55 (60.4)	60 (59.4)	50 (52.6)	59 (67.0)
	最終合格者 (合格率)	3 (25.0)	11 (34.4)	19 (36.5)	21 (25.0)	16 (20.8)	10 (12.5)	19 (20.9)	19 (18.8)	11 (11.6)	15 (17.0)
	全国	志願者数	2,137	5,401	7,842	9,734	11,127	11,891	11,265	10,315	9,255
受験予定者数		2,125	5,280	7,710	9,564	10,908	11,687	11,100	10,178	9,159	8,957
受験者数		2,091	4,607	6,261	7,392	8,163	8,765	8,397	7,653	8,015	8,016
短答合格者 (合格率)		1,684 (80.5)	3,479 (75.5)	4,654 (74.3)	5,055 (68.4)	5,773 (64.8)	5,654 (58.4)	5,339 (63.7)	5,259 (61.9)	5,080 (63.4)	5,308 (66.2)
最終合格者 (合格率)		1,009 (48.3)	1,851 (40.2)	2,065 (33.0)	2,043 (27.0)	2,074 (25.4)	2,063 (23.5)	2,102 (25.1)	2,049 (26.8)	1,810 (22.6)	1,850 (23.1)

表 2 司法試験累計合格者数等

	修了者数	累計 受験者数	最終合格者数									累計合格者数・ 修了者合格率	受験者 合格率	受験資格 喪失者数 (全国)		
			18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年				27年	
17年度	12	12	3	5	1	0	0	-	-	-	-	9	(75.0)	(75.0)	3	(429)
18年度	29	29	-	6	7	2	0	1	-	-	-	16	(55.2)	(55.2)	8	(1,325)
19年度	41※1	38	-	1	11	11	0	0	2	-	-	25	(61.0)	(65.8)	9	(1,510)
20年度	52	51	-	-	-	8	7	1	1	1	-	18	(34.6)	(35.3)	23	(1,452)
21年度	46	43	-	-	-	-	9	5	6	1	1	22	(47.8)	(51.2)	8	(699)
22年度	44	43	-	-	-	-	-	3	5	3	-	12	(27.3)	(27.9)	10	(436)
23年度	36	33	-	-	-	-	-	-	5	6	2	13	(36.1)	(39.4)	0	(16)
24年度	51	35	-	-	-	-	-	-	8	4	4	16	(31.4)	(45.7)	0	(0)
25年度	27	25	-	-	-	-	-	-	-	4	5	9	(33.3)	(36.0)	0	(0)
26年度	19	19	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	(26.3)	(26.3)	0	(0)
合計	357	328	3	12	19	21	16	10	19	19	11	145	(40.6)	(44.2)	61	(5,867)

表3 修了生の進路 (27年9月末)

修了者	司法試験合格	うち修習中	法曹・有資格者	法曹以外	受験準備	うち法務研修生
357	145*	11	130 弁護士 114 (中国弁護士会 81, うち広島弁護士会 63) (企業内 6(銀行 2,電力, 製造業,不動産,サービ ス)) 裁判官 2 検察官 1	43 司法書士 3 裁判所事務官 8 広島県庁 1 広島市役所 9 ほか	112	33

\*うち1人は旧司法試験合格

## 2 自己評価

### (1) 特長

#### ア 地域の法律専門家としての修了生の活躍

修了生のうちの相当数が、司法試験合格及び司法修習を経て、地元である中国地区を中心に弁護士として法律事務所、企業などで活躍している。

法曹資格を取得しなかった修了生も、裁判所職員、地方公務員、民間企業の法務人材として、各方面で法的サービスの充実に貢献している者が少なくない。

これは、本研究科が、研究科の理念・目標に忠実に、柔軟な思考力と適格な実践的能力を有する法律専門家を養成してきたことによる成果であると考えている。

#### イ 修了後の進路を考えるための法務セミナー等の開催

本研究科では、地域の主要な企業及び自治体等との定期的な懇談の場を設け、企業及び地方公共団体等に法科大学院での教育内容を説明することによって、修了生(司法試験の合格の有無を問わない)の進路の開拓に努めている。

また、関係企業等の協力を得て、平成27年度から新たな講義科目「臨床法務」を開講し、企業等における第一線の法務実務を学ぶ機会を与え、修了後の進路についての学生の視野を広げることに努めている。

### (2) 課題等

教育目標に応じた教育によって相応の成果を上げているが、司法試験合格率が常に全国平均を超えているとは言えないことから、一層の努力が必要であると認識している。

(以上)